

(答申第2号)

平成24年 7月30日

本庄市長 吉田信解様

本庄市情報公開・個人情報保護審査会
会長 矢部喜明

情報公開請求に対する不存在決定に関する異議申立てについて（答申）

平成24年4月20日付け本人発第5号で諮問のありました、情報公開請求に対する不
存在決定に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関本庄市長（以下「実施機関」という。）が平成24年2月20日付けで行った「同和問題に関する民間運動団体への対応について」という文書が、どのような経緯と検討を経たのか。これに対するすべての会議録や資料、その他すべての情報」の公開請求に係る不存在決定については、不存在決定を取り消し、再度公文書の特定を行ったうえで、改めて決定を行うべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成24年2月3日付けで、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「同和問題に関する民間運動団体への対応について」の文書が、どのような経緯と検討を経たのか。これに対するすべての会議録や資料、その他すべての情報」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、平成24年2月20日付けで、本件請求に係る公文書として下記2件について、それぞれ処分を行った。

ア 市が、平成23年11月28日付けで出した「同和問題に関する民間運動団体への対応について」を含む民間運動団体代表者へ送付した通知（本件対象公文書1）
ア－処分

民間運動団体代表者の個人名を非公開とする部分公開（以下「本件処分1」という。）とした。

イ 市が「同和問題に関する民間運動団体への対応について」という公文書を出すに至るまでの経緯や検討を記した会議録（本件対象公文書2）

イ－処分

本件対象公文書2を出すに至る経緯や検討についての会議録は作成していないため、との理由により不存在と決定（以下「本件処分2」という。）した。

(3) 異議申立人は、平成24年2月21日付けで、本件処分2に対し、「会議録の不存在は納得できない」とする異議申立てを行った（当審査会諮問第3号）。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書によれば、異議申立人の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 「同和問題に関する民間運動団体への対応について」という文書が、どのような経緯と検討を経て出されたものなのか。を記録した会議録が存在しないのは納得できない。

4 実施機関の説明要旨

理由説明書及び平成24年6月18日の審査会における口頭説明によれば、実施機関の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書1を出すに至るまでの話し合いは、審議会等の公式な場で行われた

ものではなく、組織内部の関係者によるもので、あえて会議録は作成しなかった。

全ての打合せについて会議録を作成しているわけではなく、内容及び必要に応じて作成している。

よって、本件請求に対する公文書は存在しないことから、不存在と決定したものである。

5 審査会の判断

本件請求に対し、実施機関は本件対象公文書1と本件対象公文書2を公開対象公文書として特定し、本件処分1及び本件処分2とした。これに関し、異議申立人は、本件処分2に対して異議申立てを行っているため、当審査会では本件処分2について、次のとおり判断する。

なお、異議申立人は、本件処分1に対しては異議申立てを行っていないため、これについては判断しない。

- (1) 本件請求の対象となる公文書は広範囲にわたると考えられるため、本件処分2の妥当性を判断するためには、本件請求に対する実施機関の公開対象公文書の特定が適切であったかについて検証する必要がある。

まず、本件請求の内容について確認する。異議申立人が考える「同和問題に関する民間運動団体への対応について」の文書が、どのような経緯と検討を経たのか。これに対するすべての会議録や資料、その他すべての情報」とは、市が本件対象公文書1を出すに至る審議過程の情報を公開するよう求めていると解することができる。本件対象公文書1は、同和問題に関する今後の市の方針等について示す内容となっており、当該決定に至る基礎資料としてのデータ及びこれまでの実績などの判断材料があると予想するのが自然である。市の方針の決定に係る根拠となる裏付けのデータ及び市のこれまでの取り組みがわかる資料など、請求の対象となる文書は広範囲にわたることが予想でき、どのような文書が対象となるのかを特定することは、異議申立人が提出した情報公開請求書のみでは難しい。

そこで、このような請求に対し、実施機関が行った公開対象公文書の特定作業について確認する。実施機関は、公開対象公文書を特定するにあたり、異議申立人に口頭で確認を行ったとしている。その結果、公開対象公文書を会議録と特定し、当該文書は作成していないため、公開する文書が存在しない旨を説明したということである。その他には実施機関が公開対象公文書を特定するために、どのような作業を行ったかを示すものはない。本件請求のように、請求対象公文書がはっきり特定されていない場合、実施機関には請求権者とやり取りを行い、請求している「その他すべて」とはどのような性質の情報すべてであるかを確認し、請求対象公文書を特定する義務がある。

しかし、実施機関の一連の手続きを確認する限り、公開対象公文書として、なぜ会議録に絞り込むことができたのか、なぜ会議録のみが公開対象公文書として特定されたのが不明であり、適切な特定作業が行われたとは言えないと判断せざるを

得ない。

よって、実施機関は速やかに本件請求に係る関連文書について洗い出しを行い、異議申立人に対して提示するためのリストを作成し、本件請求内容に該当するか否かの確認を行い、公開対象公文書の特定を行ったうえで、改めて決定を行うべきである。

(2) 以上のことから、本件処分2については、「1 審査会の結論」のように判断する。